【制度のご案内】

新型火災共済・借家人賠償責任特約・地震特約

ご加入(変更の場合を含みます。以下同じ)に あたっての重要な事項を説明しています。お申 し込みの前に必ずご一読、ご確認ください。

この共済は、生協法に基づき厚生労働省の認可を受けた事業で、組合員の相互扶助によって生活の安定と向上を図ることを目的としています。そのため、この趣旨に賛同された方が、出資金を払い込み、組合員となってご利用いただくことになります。

また、この共済は、「火災風水害等共済事業約款」の内容が契約内容となります。

共済事業約款は、ホームページ(https://www.kyosai-cc.or.jp/mutual/guide/)に掲載しています。

- ※「共済事業約款」とは、共済事業規約・規則のうち、当組合が契約内容とする規定をまとめたものです。
- *このご案内における「申込書」「加入申込書」には、インターネット新規加入申込手続およびマイページ(インターネット上で提示した契約情報画面 および一連の入力画面。以下同じ)も含まれます。

1 お申し込みいただける方とご加入の対象

<新型火災共済>

お申し込みいただけるのは、**加入される組合のある都道府県内にお住まいかまたは勤務地がある方**です。ご加入の対象は、ご加入者またはそのご家族が所有され、現在、人が住んでいる「住宅」とご加入者やご家族が住んでいる住宅内の「所有家財」です。なお、ご加入者のご家族とはご加入者と生計を一にする2親等内の親族をいいます。住宅の所有者は建物権利書や登記簿謄本などでご確認ください。

自分の家にお住まいの方

「住宅」・「家財」の両方にご加入できます

住居を借りている方

「家財」のみにご加入できます

住居を貸している方

「住宅」のみにご加入できます

- ●新たに組合員となる方は、掛金と合わせて出資金が必要です。
- ●法人名義の物件および店舗のみの物件は、ご加入いただけません。また、空き家・別荘、土地に定着していない建造物等はご加入の 対象となりません。
- ●住宅の用途が「店舗等の併用住宅」で次の①または②の場合、居住部分(店舗等と共用の部分を除く。以下同じ)のみが保障の対象となりますので、居住部分の坪数をお申し込みください。 ①店舗等部分(居住と共用の部分を含む。以下同じ)の面積が「20坪以上」の場合 ②店舗等部分の面積が「居住部分の面積を超える」場合
- ●通貨、預貯金証書、有価証券、貴金属、自動車や営業用の商品・設備等は保障の対象となりません。
- ●同一敷地内に2棟以上の住宅がある場合は当組合までお問い合わせください。
- ●マンションなどの区分所有住宅は、専有部分ごとにお申し込みください。
- ●お申し込み後、物件等の確認をさせていただく場合があります。

【ご加入の基準と計算例】

加入額(保障)と掛金額は6ページの≪保障額と掛金の早見表≫を参考にしてください。

住宅…1坪当たりの加入基準額(加入限度額)は木造等・鉄筋コンクリート造とも70万円で、最高4,000万円までです (10万円単位)。鉄筋コンクリート造などの定義は右記をご確認ください。なお、簡易住宅の1坪当たりの加入 基準額(加入限度額)は20万円となります。

加入額(保障)と掛金の計算例(30.5坪の住宅の場合)

加入額 1坪 木 造 等 70万円×31坪= 木 造 等 2,170万円

年掛金 1坪 木 造 等 560円×31坪= 木 造 等 17,360円 鉄筋コンクリート造 336円×31坪= 鉄筋コンクリート造 10,416円

住宅の総坪数は建物の延床面積となります。建物権利書、登記簿謄本、固定資産税納付書などにm²で記載されていますので、その数字を3.3で割ると坪数となります。1坪未満は切り上げてください。

家財…1人当たりのご加入額は400万円までです(10万円単位)。本人と同居のご家族あわせて5人以上の世帯は2,000万円が限度となります。なお、簡易宿泊所の居住者および船内居住者の場合は、1世帯について50万円が限度となります。

加入額(保障)と掛金の計算例(家族4人の場合)

加入額 1人400万円×4人=1,600万円

年掛金 1人 木 造 等 3,200円×4人=木 造 等 12,800円 鉄筋コンクリート造 1,920円×4人=鉄筋コンクリート造 7,680円 鉄筋コンクリート造とは 建物の主要構造部の うち、柱、はりおよび床がコンクリート造または 鉄骨を耐火被覆*1したもので組み立てられ、屋根、 小屋組および外壁のすべてが不燃材料*2で造られた建物をいいます。

- ※鉄筋コンクリート造および簡易住宅以外は木造扱い(木造等)となります。なお、簡易住宅については加入限度額が異なりますのでお問い合わせください。
- *1 鉄骨を耐火被覆したものとは、鉄骨をモルタル、パーライト、吹き付け石綿、吹き付けロックウール等またはプレキャストコンクリート版等の耐火力を持った不燃材料によって被覆したものをいいます。
- *2不燃材料とは、コンクリート、れんが、瓦、石綿 スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、 しっくい等の不燃性の建築材料をいいます。

<借家人賠償責任特約>

次の条件をすべて満たしている場合、新型火災共済に付加してご加入いただけます。保障額と掛金は7ページの表をご参照ください。

- ※500万円コースまたは1,000万円コースのいずれか1コースとなります。
- ①借用住宅(一戸建てを含む)にお住まいで、新型火災共済の「家財」に加入されていること
- ②ご加入者またはご加入者と生計を一にする親族が借用住宅の貸主と賃貸借契約または使用貸借契約を締結していること
- ③借用住宅の所有者が第三者(ご加入者と同一生計の親族を含まない)であること

2402Net.KS

- ※借用住宅の範囲は7ページをご確認ください。
- ●「借家人賠償責任特約」のみではお申し込みいただけません。

<地震特約>

新型火災共済に付加してご加入いただけます。加入額(保障)は新型火災共済の加入額(保障:住宅と家財の合計額)の15%となります。保障額と掛金は7ページの表をご参照ください。

加入額(保障)と掛金の計算例(新型火災共済の加入額が2,500万円の場合)

加入額 新型火災共済の加入額の15%=375万円

年掛金 新型火災共済の加入額1万円当たり 木造等7.2円* 鉄筋コンクリート造3.9円*

木造等2,500(万円)×7.2=18,000円

鉄筋コンクリート造2,500(万円)×3.9=9,750円

- *掛金は全国3グループに分かれており、住宅の所在地によって異なります。この計算例は、Cグループの計算例です。くわしくは、7ページの表をご参照ください。
- 「地震特約」のみではお申し込みいただけません。

2 掛金の払い込み

掛金はご指定の口座から自動振替となります。

- **月払い**…毎月15日(15日に振替ができなかった場合は、その月の28日。以下同じ)に振替させていただきます。 なお、保障開始希望日の関係から、初回のみ2ヵ月分の掛金を振り替える場合があります。
- **年払い**…保障開始日の翌月(保障開始日が1日の場合はその月)から最初に迎える3月31日までの掛金を当組合が 指定する月の15日に振替させていただきます。なお、2月中にお申し込みの場合、掛金は3月分と翌年度分 の合計13ヵ月分となることがあります。以降、掛金の振替は毎年3月15日となります。
- ●15日およびその月の28日にも振替ができなかった場合は、翌月15日に(月払いの場合は合算して)振替させていただきます。
- 「りそな決済サービス株式会社(RKS)」の収納代行(りそなネット)サービスをご利用の場合は、月払いの場合は毎月 28日に、年払いの場合は当組合が指定する月の28日にご指定の□座から自動振替となり、振替ができなかった場合は翌月28日に(月払いの場合は2ヵ月分を合算して)振替させていただきます。
- ●金融機関が休業日のときは翌営業日に自動振替となります。
- ●借家人賠償責任特約・地震特約の掛金は新型火災共済と合わせて□座振替させていただきます。
- ●掛金は、保険料控除の対象外です。
- ※「地震特約」にご加入の場合に限り、地震保障(死亡または重度障害を支払事由とする保障を除く)部分の掛金が「地震保険料控除」の対象となります(貸家を除く)。

3 保障の開始

保障の開始は、当組合が申込書の内容を審査して承諾した場合に、保障開始希望日の午前0時からとなります。ただし、初回掛金が所定の期日にご指定の口座から振替されて、その効力が生じます。申込書には提出される日の翌日以降1年以内の日を保障開始希望日としてご記入ください。なお、マイページ利用の場合は、送信される翌々月の1日以内の日を保障開始希望日としてご入力ください。未記入(未入力)または受付日(郵送の場合は消印日。インターネット新規加入申込手続およびマイページ利用の場合は、インターネット新規加入申込手続およびマイページに入力された事項を受信した日)以前の場合は受付日の翌日を「保障開始希望日」とさせていただきます。

※保障期間(共済期間)は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(初年度は保障開始日から最初に迎える3月31日まで)となっていますが、解約や失効等がない限り、自動更新されます。ただし、後記「6 無効、解除、失効、取消、消滅、解約など」の2.④~⑦に該当すると認められる場合は、当組合はご加入の更新をいたしません。

4 共済金の受取人とご請求手続きなど

- 1. 共済金の受取人は、原則としてこの共済によりてん補される損害を受けた方です。ただし、死亡による共済金は 亡くなられた方の相続人、重度障害による共済金は重度障害になられた方が受取人となります。なお、借家人賠 償責任特約については借用住宅の借主となります。
- 2. 共済金の支払事由が発生したときは、遅滞なく当組合までご連絡ください。ご請求に必要な用紙をただちにお送りします。
- 3. 共済金のご請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日から原則30日以内に共済金をお支払いします。ただし、ご請求の内容によっては、さらに確認や調査のため期間をいただくことがあります。

5 共済金等のお支払い

<新型火災共済>

新型火災共済の共済金が支払われる場合は、保障限度額の範囲内で当組合の定めによりお支払いします。保障内容は6ページをご参照ください。

- 1. 火災等共済金
 - (1)「火災等」とは、火災、破裂、爆発、消防破壊・消防冠水、航空機の墜落、車両(ご加入者またはご加入者と生計を一にする親族が所有する車両または運転する車両を除く)の衝突、不慮の災害および落雷をいいます。なお、

住宅の延床面積に対する被災面積の割合が70%以上の場合は全焼となります。

(2)ご加入額の範囲内で再取得価額にて支払額が算出されます。ただし、住宅についてはご加入額が加入基準額に基づく最高限度額の70%未満の場合は、ご加入額の範囲内で加入割合に基づき支払額が算出されます。

2. 風水害等見舞共済金

(1)ご加入の住宅(付属建物等を除く)またはご加入の家財が風水害等により10万円を超える損害または床上浸水を被った場合は、ご加入額に応じて以下の見舞共済金をお支払いします。

区分	損害内容	住宅にご加入の場合 (住宅・家財ともにご加入の場合を含む)		家財のみにご加入の場合	
区 分		ご加入額が2,000 万円以上のとき	ご加入額が2,000 万円未満のとき	ご加入額が1,000 万円以上のとき	ご加入額が1,000 万円未満のとき
全壊·流失	住宅が罹災証明書により、 「全壊」と被害認定された場合	600万円	ご加入額の30%	300万円	ご加入額の30%
半 壊	住宅が罹災証明書により、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」と被害認定された場合(ただし、床上浸水による被害については床上浸水区分にてお支払いします。)	300万円	ご加入額の15%	150万円	ご加入額の15%
	ご加入の住宅またはご加入の家財の損害額が 100万円を超える破損の状態	60万円	ご加入額の 3%	30万円	ご加入額の 3%
一部破損	上記の損害額が50万円を超え 100万円以下の破損の状態	40万円	ご加入額の 2%	20万円	ご加入額の 2%
	上記の損害額が20万円を超え 50万円以下の破損の状態	20万円	ご加入額の 1%	10万円	ご加入額の 1%
	上記の損害額が10万円を超え 20万円以下の破損の状態	一律!	万円	一律2	.5万円

- ※風水害等による損害には、住宅の欠陥および老朽化による損害ならびにそれらに伴う雨もり等(その風水害等を直接の原因とした住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれに起因しない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害をいう)による損害は含まれません。
- ※家財のみに加入されている方が住宅に一部破損の損害を被った場合、または住宅のみに加入されている方が家財に一部破損の損害を被った場合は、見舞共済金のお支払いの対象となりません。
- ※床上浸水については、全壊・流失の場合を除き、次の基準にて見舞共済金をお支払いします。なお、1回の風水害等により一部破損と床上浸水が重複して発生した場合は、見舞共済金を重複してお支払いすることはできません。この場合には、計算されたそれぞれの共済金額のうち最も高い金額にて共済金をお支払いします。

_								
					住宅にご加入の場合 (住宅・家財ともにご加入の場合を含む)		家財のみにご加入の場合	
区分	損害	内 容	ご加入額が2,000 万円以上のとき	ご加入額が2,000 万円未満のとき	ご加入額が1,000 万円以上のとき	ご加入額が1,000 万円未満のとき		
			床面以上の浸水 または土砂の流入	浸水高 120cm以上	300万円	ご加入額の15%	150万円	ご加入額の15%
	床上浸水	/住宅の延床面積の 50%以上で、日常生	浸水高60cm以上 120cm未満	120万円	ご加入額の 6%	60万円	ご加入額の 6%	
床		活を営むことが困難 な状態	浸水高 60cm未満	60万円	ご加入額の 3%	30万円	ご加入額の 3%	
		床面以上の浸水 または土砂の流入	浸水高 60cm以上	60万円	ご加入額の 3%	30万円	ご加入額の 3%	
	(住宅の延床面積の) 50%未満	浸水高 60cm未満	20万円	ご加入額の 1%	10万円	ご加入額の 1%		

- ※浸水高とは、居住の用に供する部分の床面からの高さをいいます。
 - (2)付属建物等が風水害等により10万円を超える損害を被った場合、一律5万円をお支払いします。ただし、家財のみにご加入の場合や、ご加入の住宅が全壊・流失の損害を被った場合を除きます。
 - (3)「付属建物等」とは、門、塀、納屋、物置、カーポートなどをいいます。
 - (4)複数の風水害等により損害があった場合で、先に発生した損害を修復していないときは、1回の共済金の支払 事由とみなし、最終的な損害の程度に基づき見舞共済金をお支払いします。

3. 地震等基本共済金

地震等によりご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅が損害を被った場合は、以下の共済金をお支払いします。

区分	損 害 内 容	支 払 額
全壊(全焼)・半壊(半焼)	住宅が罹災証明書により、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模 半壊」、「半壊」と被害認定された場合	ご加入額の5%
一部破損 (ご加入額が100万円以上の場合に限る)	住宅の損害額が20万円を超える破損の状態(住宅が罹災証明書により、「準半壊」、「準半壊に至らない(一部損壊)」と被害認定された場合は、一部破損の区分にて上記の破損の状態に該当するときに対象となります。)	一律5万円

また、ご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅の被災を直接の原因として、ご加入者またはご加入者と同一世帯に属する方がその事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度障害になられた場合は、1人につき100万円、1回の共済金の支払事由につき合計500万円までの共済金をお支払いします。

4. 風水害等見舞共済金または地震等基本共済金が削減される場合

- (1)1回の風水害等による風水害等見舞共済金または1回の地震等による地震等基本共済金および地震等特約共済金を合計した支払事由の発生がこの会の総支払限度額*を超えるとき、あるいは共済金の支払事由が異常に発生したときは、共済金を削減してお支払いします。また、共済金を概算払い等することがあります。 *令和5年4月1日現在、風水害等は850億円、地震等は3,000億円です。この限度額は変更されることがあります。
- (2)72時間以内に生じた複数の風水害等は、これらを一括して1回の風水害等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この限りではありません。
- (3)72時間以内に生じた複数の地震等は、1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この限りではありません。
- (4)上記(3)の地震等によりご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅に損害があった場合は、1回の共済金の支払事由とみなします。
- (5)72時間を超えて生じた複数の地震等によりご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅に損害があった場合で、損害を修復していないときは、1回の共済金の支払事由とみなし、最終的な損害の程度に基づき共済金をお支払いします。これらの複数の地震等による損害の一部につき、すでにお支払いした共済金がある場合は、その差額をお支払いします。
- 5.次に掲げる事由によって生じた損害または死亡もしくは重度障害に対しては、共済金のお支払いができません。 ①故意または重大な過失 ②共済事故の際の紛失または盗難
- 6.次に掲げる事由によって生じた損害または死亡もしくは重度障害(これらの事由によって発生した共済事故が延焼または拡大して生じた損害または死亡もしくは重度障害、および発生原因のいかんを問わず共済事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または死亡もしくは重度障害を含む)に対しては、共済金のお支払いができません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②核燃料物質等の放射性、爆発性などによる事故 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波(ただし、半壊・半焼以上などの場合には、前記「3.地震等基本共済金」をお支払いします。なお、地震等が発生した日から10日経過後に生じた損害を除きます)
- 7.大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言発令期間中に申し込まれた当該指定地域内に 所在する共済の対象について、当該警戒解除宣言が発せられた日までに生じた損害に対しては、地震等基本共 済金のお支払いができません。
- 8. ご加入の住宅や家財について、ご加入者と生計を一にする親族により分割された契約がある場合、その合計額が各共済金の限度額を超えない範囲でお支払いします。

<借家人賠償責任特約>

新型火災共済の「借家修復費用見舞共済金」等が支払われる場合は、その支払限度額を超える額について借家人賠償責任特約共済金が支払われます。保障の対象は7ページをご参照ください。

1.次に掲げる事由によって生じた損害については、借家人賠償責任特約共済金をお支払いできません。 ①故意、心神喪失または指図 ②借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④風水害等または地震等 ⑤核燃料物質等の放射性、爆発性などによる事故 ⑥貸主との間にある損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の毀損、汚損に起因する損害賠償責任

<地震特約>

- 1.1回の地震等による地震等基本共済金および地震等特約共済金を合計した支払事由の発生がこの会の総支払限度額*を超えるとき、あるいは共済金の支払事由が異常に発生したときは、共済金を削減してお支払いします。また、共済金を概算払い等することがあります。 *令和5年4月1日現在、3,000億円です。この限度額は変更されることがあります。
- 2.72時間以内に生じた複数の地震等は、1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、 この限りではありません。
- 3. 上記2.の地震等によりご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅に損害があった場合は、1回の共済金の支払事由とみなします。
- **4.**72時間を超えて生じた複数の地震等によりご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅に損害があった場合で、損害を修復していないときは、1回の共済金の支払事由とみなし、最終的な損害の程度に基づき共済金をお支払いします。
- 5. 地震等が発生した日から10日経過後に生じた損害に対しては、共済金をお支払いすることができません。
- 6. 大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言発令期間中に申し込まれた当該指定地域内に所在する共済の対象について、当該警戒解除宣言が発せられた日までに生じた損害に対しては、共済金のお支払いができません。

- 7. 新型火災共済のご加入額が変更された場合は、地震特約のご加入額も変更となります。
- 8.次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、共済金のお支払いができません。 ①故意または重大な過失 ②共済事故の際の紛失または盗難 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、 武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④核燃料物質等の放射性、爆発性などによる事故

<新型火災共済·借家人賠償責任特約·地震特約>

- 1. ご加入が無効、解除、失効、取消となった場合は、共済金のお支払いができません。
- 2.他の保険等に加入されている場合は、それぞれの契約から支払われる保険金などの合計額が損害額となるよう 調整されます(風水害等・地震等による共済金を除く)。
- 3.決算後、剰余金が生じたときは割戻金として毎年3月31日において加入されているご加入者を対象にお戻ししています。3月31日において有効に成立していないご加入は対象となりません(3月中に解約となる場合を除く)。 なお、地震特約は、割戻金の対象となりません。
- **4.** 共済金、掛金の払戻金、割戻金の支払いを請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間請求されなかったときは、時効により消滅します。
- 5. 掛金または保障内容は罹災率などに基づいて定期的に見直され、必要に応じて変更される場合があります。制度 内容が変更された場合は、すでにご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。なお、変更 時における共済事業約款の内容が適用されます。

6 無効、解除、失効、取消、消滅、解約など

- 1.次の場合は、ご加入が無効となります。
 - ①「1 お申し込みいただける方とご加入の対象」の条件を満たしていない場合 ②ご加入できる額の最高限度を超過した分 ③共済金の不法取得目的により加入した場合
- 2.次の場合は、ご加入が解除されます。
 - ①故意または重大な過失により、申込書の告知事項に事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたとき ②故意または重大な過失によって、通知事項の事実(住宅の構造を変更する場合など)の発生を遅滞なく通知しなかった場合で、危険の増加が生じたとき ③「1 お申し込みいただける方とご加入の対象」の条件を満たさなくなったとき ④共済金を支払わせる目的で故意に共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとした場合 ⑤共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合 ⑥ご加入者、ご加入者と同一世帯に属する方(死亡、重度障害による共済金の場合)、または受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、またはこれらと関係を有していると認められる場合 ⑦前記④~⑥のほか、当組合との信頼関係が損なわれ、ご加入を継続いただくことが困難となる重大な事由が生じた場合
- 3.掛金の振替が連続して3ヵ月できなかった場合は、ご加入は失効します。なお、当組合の定めによりご加入を復活できる場合があります。
- 4. ご加入の締結に際して、詐欺または強迫の行為があったときは、ご加入は締結時に遡って取消となります。
- 5. ご加入の住宅や家財が滅失、解体または譲渡された場合および1回の共済金の支払事由において支払われた火 災等共済金の額がご加入額の80%以上となった場合は、ご加入は消滅します。
- 6. ご加入者は、将来に向かってご加入を解約することができます。ただし、質権を設定されている場合は質権者の同意が必要です。なお、この共済には解約返戻金はありません。 ※新型火災共済を解約すると同時に借家人賠償責任特約・地震特約も終了します。
- 7. 新型火災共済が無効、解除、失効、取消、消滅等となった場合は、借家人賠償責任特約・地震特約も同様となります。

この【制度のご案内】は「共済制度の概要」を記載していますが、 をかけた1・3・5・6の項目は「特にご注意いただきたい情報」です。お申し込みの際は必ずご確認ください。くわしくは共済事業約款およびご加入後にお届けする「ご加入のしおり」をご確認ください。なお、ホームページに掲載しています。

加入申込書を郵送(送信)後、2~3週間で加入証書をご郵送します。1ヵ月を経過しても加入証書がお手元に届かない場合は、当組合へご連絡ください。

個人情報取り扱いに関する重要事項*

お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の事項をご確認のうえ、お申し込みください。

全国生活協同組合連合会および全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合(以下、「当グループ」といいます)では、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。

- ①共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の当グループの事業についての健全な運営およびアンケートその他の調査
- ②当グループの事業に関する商品・サービスのご紹介
- ③全国生活協同組合連合会の子会社および会員生活協同組合の子会社ならびに提携企業の商品・サービスのご案内
- *詳細はホームページに掲載しています。 https://www.kyosai-cc.or.jp/

小さな掛金で住宅や家財を手

火災の保障だけではありません。様々なリスクから住まいをお守りします。













火 災

消防破壊•消防冠水

破裂•爆発

車両の衝突

落

その他、他人の住居からの水もれ、航空機の墜落などによる損害も火災等共済金の対象となります。

※地震等に起因する損害は、下記の地震等 による共済金の対象となります。

下記見舞共済金等の額は、損害の程度やご加入額・内容等により 異なります。なお、加入住宅とは、ご加入の住宅またはご加入の家 財を収容する住宅をいいます。また、ご家族とはご加入者と同一世 帯に属する方をいいます。

風水雪害*

床上浸水・風水雪害による10万 円を超える損害を被ったとき

最高600万円まで

「風水害等」の保障基準は 【制度のご案内】をご確認ください。

臨時費用

火災の際の仮住まいなど 臨時の費用に

火災等共済金の20%

最高200万円まで

※下記の 風呂の空だき 共済金が 支払われる場合を除く

焼 死

加入住宅の火災等でご加入者ま たはそのご家族が事故の日から その日を含めて180日以内に死 亡・重度障害になられたとき

1人100万円

(合計500万円まで)

持ち出し家財

加入住宅以外の建物内へ一時的 に持ち出した家財が火災等によ り損害を受けたとき (家財にご加入の場合)

家財のご加入額の20%の範囲内で

最高100万円まで

漏水見舞費用

階下等、第三者の建物や動産へ 水ぬれ損害を与えたとき

ご加入額の20%の範囲内で 1世帯当たり

40万円まで(最高100万円まで)

失火見舞費用

加入住宅の火災、破裂、爆発で 隣家等、第三者の建物や動産へ 損害を与えたとき(火元失火)

ご加入額の20%の範囲内で 1世帯当たり

40万円まで(最高100万円まで)

地

地震等による加入住宅の 半壊・半焼以上の損害に

ご加入額の5%の範囲内で

最高300万円まで

半壊・半焼に至らず、損害額 20万円を超える損害を加入 住宅が被ったとき

·律5万円

(加入額100万円以上の場合のみ)

*死亡・重度障害には 1人100万円(合計500万円まで)

「地震等」の保障基準は 【制度のご案内】をご確認ください。

借家修復

借家住まいでその家屋に 火災等の損害を与えたとき

ご加入額の20%の範囲内で 最高100万円まで

風呂の空だき

風呂の空だきにより、加入住宅 の浴槽、風呂釜などにのみ損害 が生じたとき

最高5万円まで (住宅にご加入の場合)

* 地震等 による加入住宅の被災を直接の原因として、ご加入者またはそのご家族 が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡・重度障害になられたとき

★1回の風水害等または1回の地震等による当該共済金の支払事由の発生 がこの会の総支払限度額(令和5年4月1日現在、風水害等は850億円、 地震等は3,000億円、この限度額は変更されることがあります。)を超える ときなどは、共済金を削減してお支払いします。

《保障額と掛金の早見表》

住宅の坪数・家族人数に対応する金額をご参照ください。 住宅は1坪単位でご加入いただけます。 (1 垭-3 3㎡)

住宅は「坪単位でこ加入いただけます。 (1坪=3.						
木	造	等	住宅の	鉄筋二	コンクリ	ート造
住宅の	住宅の掛金額 月払(月額) 年払(年額)		総坪数	住宅の	住宅の掛金額	
保障額			小心・ナー女人	保障額	月払(月額) 年払(年額	
70 ^{万円}	49 [□]	560 [□]	1坪当たり	70 5円	30 ₽	336 ^ฅ
700万円	490 円	5,600 円	10 坪	700 万円	294 円	3,360円
770	539	6,160	11	770	324	3,696
840	588	6,720	12	840	353	4,032
910	637	7,280	13	910	383	4,368
980	686	7,840	14	980	412	4,704
1,050万円	735 円	8,400円	15 坪	1,050 万円	441 円	5,040 円
1,120	784	8,960	16	1,120	471	5,376
1,190	833	9,520	17	1,190	500	5,712
1,260	882	10,080	18	1,260	530	6,048
1,330	931	10,640	19	1,330	559	6,384
1,400万円	980円	11,200円	20 坪	1,400 万円	588 円	6, 720 円
1,470	1,029	11,760	21	1,470	618	7,056
1,540	1,078	12,320	22	1,540	647	7,392
1,610	1,127	12,880	23	1,610	677	7,728
1,680	1,176	13,440	24	1,680	706	8,064
1,750	1,225円	14,000円	25 坪	1,750 万円	735 円	8,400円
1,820	1,274	14,560	26	1,820	765	8,736
1,890	1,323	15,120	27	1,890	794	9,072
1,960	1,372	15,680	28	1,960	824	9,408
2,030	1,421	16,240	29	2,030	853	9,744
2,100万円	1,470円	16,800円	30 坪	2,100 万円	882 円	10,080円
2,170	1,519	17,360	31	2,170	912	10,416
2,240	1,568	17,920	32	2,240	941	10,752
2,310	1,617	18,480	33	2,310	971	11,088
2,380	1,666	19,040	34	2,380	1,000	11,424
2,450万円	1,715円	19,600円	35 坪	2,450万円	1,029 円	11,760円
2,520	1,764	20,160	36	2,520	1,059	12,096
2,590	1,813	20,720	37	2,590	1,088	12,432
2,660	1,862	21,280	38	2,660	1,118	12,768
2,730	1,911	21,840	39	2,730	1,147	13,104
2,800万円	1,960円	22,400円	40 坪	2,800	1,176 円	13,440円
2,870	2,009	22,960	41	2,870	1,206	13,776
2,940	2,058	23,520	42	2,940	1,235	14,112
3,010	2,107	24,080	43	3,010	1,265	14,448
3,080	2,156	24,640	44	3,080	1,294	14,784
3,150万円	2,205円	25,200円	45 坪	3,150万円	1,323 円	15,120円
3,220	2,254	25,760	46	3,220	1,353	15,456
3,290	2,303	26,320	47	3,290	1,382	15,792
3,360	2,352	26,880	48	3,360	1,412	16,128
3,430	2,401	27,440	49	3,430	1,441	16,464
3,500	2,450円	28,000円	50 坪	3,500万円	1,470 円	16,800円
3,570	2,499	28,560	51	3,570	1,500	17,136
3,640	2,548	29,120	52	3,640	1,529	17,472
3,710	2,597	29,680	53	3,710	1,559	17,808
3,780	2,646	30,240	54	3,780	1,588	18,144
3,850万円	2,695円	30,800円	55 坪	3,850万円	1,617 円	18,480円
3,920	2,744	31,360	56	3,920	1,647	18,816
3,990	2,793	31,920	57	3,990	1,676	19,152
4,000まで	2,800	32,000	58 以上	4,000まで	1,680	19,200
家財の	家財の掛金額		家 族	家財の	家財の掛金額	
保障額	月払(月額)	年払(年額)	人数	保障額	月払(月額)	年払(年額)
400万円	280円	3,200円	1人	400万円	168 円	1,920円
800	560	6,400	2人	800	336	3,840
1,200	840	9,600	3人	1,200	504	5,760
1,600	1,120	12,800	4人	1,600	672	7,680
2,000まで	1,400	16,000	5人以上	2,000まで	840	9,600

※上記の保障額は加入限度額となります。 掛金額計算上の端数(円未満)は切り上げとなります。 年払いは、月払いに比べて掛金が約5%お安くなります。

新型火災共済は家財だけでもご加入いただけます。

2402Net KS -6-

地震への 備えを大きく

地震特約

地震から大切な暮らしを守る特約です。現在ご加入 いただいている新型火災共済に付加して、お申し込 みいただけます。

保障の対象と加入額

地震等による、住宅または家財を収容する住宅が 被った半壊・半焼以上の損害に対して、新型火災 共済のご加入額の15%をお支払いします。

新型火災共済にはすでに左記の損害に対する5% の地震保障が含まれていますので、お支払いする 共済金は合計でご加入額の20%となります。



加入額(保障)の計算例 新型火災共済のご加入額(木造:住宅と家財の合計)が2,900万円の場合

●2,900万円×15%=435万円

掛金

ご加入の 新型火災共済の 保障額(住宅+家財)		新型火災共済 加入額1万円当たり ニ の掛金(右表参照)	円
	(万円)		

掛金の計算例 新型火災共済のご加入額(木造:住宅と家財の合計) が2,900万円の場合

- ●Cグループ・年払い…**2,900×<mark>7.2</mark>=20,880円**
- ●Cグループ・月払い…**2,900× <mark>0.63</mark> =1,827円**

※掛金額計算上の端数(円未満)は切り上げとなります。

地震特約は、割戻金の対象外となります。

- ※新型火災共済の保障額を変更した場合、地震特約の保障額・掛金も変更 となります。
- ※ご加入の対象となる物件の所在地により、掛金が異なります。
- ※地震特約にご加入の場合は、地震保険料控除の対象となります(貸家を除く)。

■物件所在地別 掛金一覧

グループ名	建物が所在する都道府県	構造	新型火災共済 加入額1万円 当たりの掛金 (月払/円)	新型火災共済 加入額1万円 当たりの掛金 (年払/円)
Α	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島、栃木、群馬、石川、鳥取、 島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、 長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄		0.2625	3
グループ			0.13125	1.5
B グループ	茨城、新潟、富山、福井、岐阜、長野、 滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、香川、 愛媛、宮崎	木造等	0.3675	4.2
		鉄 筋	0.18375	2.1
C グループ	埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、 静岡、愛知、三重、和歌山、徳島、 高知	木造等	0.63	7.2
		鉄筋	0.34125	3.9

新型火災共済に付加してお申し込みください。「地震特約」のみではお申し込みいただけません。

借用住宅に お住まいの方へ

借家人賠償責任特約

借主の過失で借用住宅*1に 損害を与えてしまった場合 に対応する特約です。

保障の対象

ご加入者またはご加入者と生計を一にする親族(借主)の過失に起因す る次の事故により借用住宅*1に損害を与え、貸主に法律上の損害賠償を しなければならない場合に、保障額を限度として共済金をお支払いします。







その他、借主の過失 に起因する**盗難によ** る借用住宅の損壊も 漏水等*2 対象となります。

災 破裂・爆発

※借用住宅が店舗等併用の場合は、もっぱら居住する部分が保障の対象となります。

お申し込みいただける方

借用住宅の貸主と賃貸借契約または使用貸借契約を締結し、新型火災 共済の「家財」にご加入の方です。

- ※「借家人賠償責任特約」のみではお申し込みいただけません。
- ※借用住宅の所有者が、お申し込みいただく方と生計を一にする親族である 場合はお申し込みいただけません。
- ※掛金の払込方法(月払・年払)および掛金振替□座は新型火災共済の「家財」 と同一になります。

保障額と掛金

500万円コースまたは1,000万円コースのいずれか1コースとなります。

ご加入	木 道	等	鉄筋コンク	フリート造	
コース	掛 金 額		掛 金 額		
(支払限度額)	月払(月額)	年払(年額)	月払(月額)	年払(年額)	
500万円	180⊨	2,000円	90⊨	1,000円	
1,000万円	360ฅ	4,000円	180⊭	2,000円	

ご加入の目安

◎借用住宅の面積が30㎡未満 → 500万円コース ◎借用住宅の面積が30㎡以上→1,000万円コース ※上記の保障額を超える損害賠償責任が発生する場合もあります。

- *1「借用住宅」とは、ご加入者またはご加入者と生計を一にする親族が借用 する建物のうち、新型火災共済の保障対象である家財を収容する戸室 (一戸建てを含む)をいい、店舗等併用住宅においては、もっぱら居住す る部分をいいます。なお、「借用住宅」には、建物の従物、付属設備、付属 工作物および付属建物を含みます。ただし、ご加入者またはご加入者と 生計を一にする親族が営業目的に使用しているものを除きます。
- *2「漏水等」とは、給排水設備および給排水設備に付属する器具等の事故 に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれをいいます。

新型火災共済に付加してお申し込みください。「借家人賠償責任特約」のみではお申し込みいただけません。

2402Net.KS **—** 7 **—**